

白河市事業継承 支援事業補助金

地域農業の担い手の確保・育成に向け、事業継承により新たに農業に取り組む方を支援します。



【支援内容】

・下記の内容にかかる経費の上限50万円を補助します

研修、先進地視察

- ・農業大学校、学術・研究機関、農業協同組合等が開催する農業経営に関する研修の受講料
- ・先進地視察にかかる交通費、宿泊費、負担金（飲食代等は対象外）

免許取得

- ・就農に必要な免許、資格の取得にかかる費用
- 例：けん引免許
ドローン技能免許
土壌診断士

法的手続き

- ・登記や土地取得のための税理士費用
- ※税の支払いや補助金の返還等、国、県及び市に支払う経費は対象外

【対象者】

- 市内の認定農業者から事業を継承する方、または継承して3年以内の方
- 農業経営改善計画または青年等就農計画の認定を受ける意思のある方
- 経営開始に係る他の補助金を受給していない方
- 65歳未満の方
- 市税の滞納がない方

【事業スケジュール】

- | | |
|------------|--------------|
| 令和8年4月下旬～ | 募集開始 |
| 随時 | 交付申請手続き |
| 随時 | 交付決定通知後に事業着手 |
| 令和9年2月下旬まで | 事業完了報告 |
- ※令和8年4月以降の取組みに対して支援します
※令和9年度以降、営農状況について確認する場合があります

【事業に参加するには】

- 交付計画書（第1号様式）、補助対象の取組の内容及び経費が確認できる書類を準備し、市役所農政課までご相談ください。

白河市農政課

☎ 0248-28-5527

白河市事業継承支援事業

